

## Q & A

平成 28 年 2 月 24 日

### 【廃水銀等に係る事項】

#### Q 1.

新たに特別管理廃棄物として指定を受ける廃水銀等とは、具体的にどのようなものか。

#### A 1.

- ・ポロシメータに使用された水銀、試験研究機関から生じる水銀を含む廃試薬（塩化第一水銀、塩化第二水銀、マーキュロクロム等）
- ・排ガス処理施設から回収された水銀
- ・水銀を含む汚泥（排水スラッジ等）、焼却残さ（燃え殻、ばいじん）等から回収された水銀
- ・水銀使用製品（ボタン型電池、医療用の水銀使用血圧計・体温計、蛍光ランプ（一般的な照明用の蛍光管や水銀蒸気ランプ、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプや外部電極蛍光ランプ、工業用の水銀使用温度計・圧力計、水銀スイッチ・リレー、歯科用水銀アマルガム等）から回収された水銀（※）
- ・上記の廃水銀等を硫化及び固形化したもの（ばい焼施設等により精製した際に生じた残さは除く。）

※ 水銀使用製品に封入されている水銀そのものを回収したもの

### 【処理業者に係る事項】

#### Q 1.

廃水銀等の処理（収集運搬、処分）を行う場合、どのような許可が必要か。

#### A 1.

【廃水銀等に係る事項】の A 1 で示した廃水銀等の処理（収集運搬、処分）を請け負う場合、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び処分業許可が必要である。

なお、既に特別管理産業廃棄物処理業の許可を有しており、今後、廃水銀等を扱う場合には、事業範囲の変更に係る変更許可申請が必要である。

#### Q 2.

施行日の前に廃水銀等を取り扱うとして、特別管理産業廃棄物処理業の許可申請を行うことは可能か。

#### A 2.

可能である。

**Q 3.**

現に蛍光管の産業廃棄物処分業許可（破砕）を有しているが、施行後、現在有している許可で営業することは可能か。

**A 3.**

可能である。

ただし、蛍光管のような水銀使用製品産業廃棄物は、水銀回収義務対象品としての指定が検討されており、指定された場合、水銀回収が義務づけられることとなる。なお、水銀回収義務対象品の指定及び回収に係る処理基準は、平成29年10月1日に施行の予定であり、注意が必要である。

※施行前に環境省においてパブリックコメントを募集するとのこと。

**Q 4.**

蛍光管の破砕処理の工程中、破砕時に生じる水銀蒸気が除塵フィルターを通過する際に、活性炭フィルターに吸着されるが、当該フィルターに付着した粉じんを払い落とした残さは、特別管理産業廃棄物となるか。

**A 4.**

残さは、特別管理産業廃棄物である廃水銀等に該当しない。なお、当該粉じんは中間処理後の産業廃棄物ではないため、中間処理業者が排出事業者として処理すべきである。

なお、A 3のただし書きにあるとおり、水銀使用製品産業廃棄物として指定された場合、水銀回収に係る処理基準が適用されることに注意すること。

**Q 5.**

処分業者として、蛍光管等の水銀使用製品の処理を請け負った際、その処理工程で、封入されていた廃水銀を回収し、その後別の処理業者に当該廃水銀の処理を委託する場合、2次マニフェストを交付し、処理委託する必要があるか。

**A 5.**

必要である。水銀使用製品産業廃棄物の中間処理後の産業廃棄物であり、特別管理産業廃棄物の廃水銀として2次マニフェストを交付し、処理すべきである。なお、A 3のただし書きにあるとおり、水銀使用製品産業廃棄物として指定された場合、水銀回収に係る処理基準が適用されることに注意すること。

**Q 6.**

蛍光管を破砕処理した後に生じるガラスくずやプラスチックは安定型最終処分場で埋立て処理することは可能か。

## **A 6.**

安定型品目は「廃プラスチック類」「ゴムくず」「金属くず」「ガラスくず等」「がれき類」であり、それ以外の物が付着又は混入していない場合は、安定型産業廃棄物として取り扱うことは可能である。しかし、蛍光管のような水銀使用製品産業廃棄物は、水銀回収義務対象品としての指定が検討されており、指定された場合、安定型最終処分場への埋め立てが禁止となる。なお、水銀回収義務対象品の指定及び安定型最終処分場への埋立禁止に係る処理基準は、平成29年10月1日に施行の予定であり、注意が必要である。

### **【排出事業者に係る事項】**

## **Q 1.**

試験研究所で生じた水銀を含む試薬を廃棄したいが、水銀濃度がわずかの場合、普通の産業廃棄物として処理することは可能か。

## **A 1.**

水銀濃度にかかわらず、廃水銀等に該当する場合は、特別管理産業廃棄物として処理されなければならない。

## **Q 2.**

医療機関で生じた水銀血圧計、水銀体温計、詰替用水銀を処理したい場合、どの許可を有する処理業者に委託すべきか。

## **A 2.**

特別管理産業廃棄物として指定を受ける廃水銀等は、水銀使用製品から回収された水銀であるため、未回収の水銀血圧計、水銀体温計及び詰替用水銀等の水銀使用製品は、特別管理産業廃棄物に該当せず、普通の産業廃棄物として取り扱われます。

ただし、特別管理産業廃棄物である廃水銀等に準じて処理されることが望ましい。

## **Q 3.**

保管されていた水銀血圧計が破損し、水銀が漏洩した。当該廃水銀は特別管理産業廃棄物に該当するか。

## **A 3.**

水銀使用製品の破損により漏洩した廃水銀は特別管理産業廃棄物に該当しない。ただし、特別管理産業廃棄物である廃水銀等に準じて処理されることが望ましい。

**Q 4.**

現在使用中の水銀使用製品（血圧計等）は、いつまでに処理しなければならないか。

**A 4.**

処理期限の定めはない。しかし、現在回収された水銀は有価物として需要があるが、今後、水銀使用製品の製造や輸出入が原則禁止になるため、水銀需要が減少する中で、現状の処理費用が維持されるとは限らないことに注意する必要がある。

**Q 5.**

廃水銀等の処分を行える業者は、県内に存在するか。また、収集運搬業者と処分業者それぞれと契約が必要か。

**A 5.**

蛍光管のように一部の水銀使用製品廃棄物の処分業者は存在するが、【廃水銀等に係る事項】のA 1で示す廃水銀等の処分が可能な業者は、平成28年2月時点では県内に存在しない。

また、廃水銀等の処理を委託する場合は、収集運搬業者及び処分業者それぞれと契約が必要となる。なお、県外の処分業者へ委託処理する場合、海上運搬が必要となるため、陸上及び海上それぞれの収集運搬業者と契約が必要である。

**Q 6.**

廃水銀等を委託する際、受け渡し方法（荷姿）に決まりはあるか。

**A 6.**

指定の容器はないが、事業場内での保管基準は容器に入れて密閉し、その他飛散、流出又は揮発の防止を構ずる必要がある。当該基準を満たした容器ごと処理業者へ引き渡すことが必要となる。

**Q 7.**

改正政令で定める特定の施設以外で生じた浄化槽汚泥中に水銀が検出された。当該汚泥は特別管理産業廃棄物として処理しなければならないか。

**A 7.**

特別管理産業廃棄物には該当しない。ただし、特別管理産業廃棄物である廃水銀等に準じ、適正に処理されることが望ましい。

**【一般家庭に係る事項】**

**Q 1.**

家で保管している水銀血圧計は、近くの医療機関で引き取ってもらえるか。

**A 1.**

医療機関に引取義務はない。

各市町村のごみ出しのルールに従って処理する必要があるため、お住まいの市町村廃棄物担当課に確認する必要がある。

**Q 2.**

家で保管していた水銀血圧計が破損し、中身が漏洩した。当該水銀の廃棄方法に特別な決まりがあるか。

**A 2.**

揮発するおそれがあるため、拭き取ったものも合わせて空きビン等で密閉し、廃棄することが望ましい。

各市町村のごみ出しのルールに従って処理する必要があるため、お住まいの市町村廃棄物担当課にする必要がある。

**Q 3.**

水銀使用製品の廃棄方法については、特別な規定があるか。

**A 3.**

封入された水銀の漏洩のおそれがない水銀使用製品は、各市町村のルールで示す指定のごみ袋で出す必要がある。

詳細は、お住まいの市町村廃棄物担当課に確認する必要がある。